

2015年6月12日

「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」を国が認定 (観光庁「広域観光周遊ルート形成促進事業」)

当機構が、九州各県及び政令市ほか会員の代表者との協議を経て、国に申請した標記周遊ルートの形成計画について、本日、国土交通大臣から、当該計画を認定する旨の発表がありました。

今後、申請した計画に基づいて事業計画を策定し、国の支援を受けて、九州一体となつた外国人観光客誘致のための施策を実施してまいります。

なお、当該事業には、全国から12ルートの申請があり、今回7ルートが認定されることとなりました。

～温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート 概要～

※ 詳細は別紙概要を御参照ください。

1 名称

温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート (Relax & Rejoice)
Extensive sightseeing route of ‘Onsen Island’ Kyushu ~Relax & Rejoice~

2 ルートコンセプト

全国一の温泉源泉数と湧出量を誇る温泉、その温泉を育むダイナミックな自然、古くから海外との窓口だった歴史が育んだ豊かな食文化、世界文化遺産をはじめとする歴史・文化資源など、九州7県の多様な魅力を楽しむ広域観光周遊ルート。

※ 海外から九州へのゲートウェイである各県の8つの空港及び2つの定期航路などを活用し、各海外市場の特徴やニーズに合わせ、ルート全体の周遊だけでなく、いくつかの周遊エリアを選択してルートを構成するアラカルト方式により、行程及び滞在期間を設定することが可能なルート。

3 対象地域

九州全域を対象地域とする。また、地域の特徴に合わせ、集客の核となる広域観光拠点地区、拠点地区と一体となって周遊を促進する広域観光促進地域、周遊の容易化を促進する主要ゲートウェイ等の設定を行う。

4 対象市場、ターゲット

個人旅行者 (FIT) を主なターゲットと位置づけ、韓国、台湾、中国等のアジアからの旅行者に加え、今後増加が見込まれる欧州を対象市場とする。

◆ 【九州観光推進機構会長 石原 進】のコメント

九州では、「九州はひとつ」の理念のもと、官民一体となって九州観光推進機構を設立し、今年で設立10周年を迎えました。

今回、九州で提案した「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」が国土交通大臣から認定を受けることとなったことは、これまでの九州一体となった取組みに対する評価の表れであり、訪日外国人観光客に対する日本の魅力あるコンテンツとして九州が認められたと受け止めており、大変嬉しく思います。

これを弾みとして、第二期九州観光戦略に掲げる「観光産業を九州の基幹産業に」の実現に向け、九州一体となって、外国人観光客の来訪促進をより一層加速化してまいりたいと考えています。

◆ 【九州地方知事会長 広瀬 勝貞（大分県知事）】のコメント

「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」が、広域観光周遊ルート形成計画として国土交通大臣に認定されたことを、大変うれしく思います。

九州では、官民一体となって、オール九州での観光振興に取り組んでいます。今回の認定により、九州観光がインバウンドで大きく飛躍するとともに、しごとの場づくり等を通じて地方創生の一翼を担うことで、九州の活性化に寄与するものと期待しています。

以上

【問合せ先】

一般社団法人九州観光推進機構 海外誘致推進部
担当：坂本・濱田
TEL：092-751-2947
FAX：092-751-2944
E-Mail：qtp@welcomekyushu.jp

News Release

一般社団法人
九州観光推進機構



(参考) 広域観光周遊ルート形成計画 認定一覧

ルートの名称(英訳含む)	申請者	広域観光拠点地区 (九州以外は主なもの)
アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし 北・海・道 Hokkaido - Route to Asian Natural Treasures	「プライムロード ひがし北・海・道」 推進協議会	富良野地区、十勝川温泉地区、 知床地区、釧路地区 等
日本の奥の院・東北探訪ルート “Exploration to the Deep North of Japan”	東北観光推進機構	八甲田・十和田・奥入瀬地区、 角館・田沢湖地区、仙台・松島地区、 蔵王・山寺地区、 会津・喜多方・磐梯・大内宿地区 等
昇龍道 SHORYUDO	中部(東海・北陸・信州) 広域観光推進協議会	白川郷・五箇山地区、金沢地区、 飛騨高山地区、伊勢・鳥羽・志摩地区、 富士山南麓地区 等
美の伝説 THE FLOWER OF JAPAN, KANSAI	・関西広域連合 ・関西経済連合会 ・関西地域振興財団	古都奈良の文化財地区、熊野地区、 天橋立地区、古都京都の文化財地区、大阪城エリア地区 等
せとうち・海の道 The Inland Sea, SETOUCHI	・瀬戸内ブランド推進連合 ・瀬戸内観光ルート誘客 促進協議会	徳島・鳴門・淡路島地区、 高松・直島・琴平・小豆島地区、 しまなみ街道地区、 広島・宮島・岩国地区 等
スピリチュアルな島 ～四国遍路～ Spiritual Island ～SHIKOKU HENRO～	四国ツーリズム創造機構	にし阿波地区、高松・東讃地区、 今治・西条・新居浜地区、 四万十・足摺地区 等
温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート Extensive sightseeing route of ‘Onsen Island’ Kyushu	一般社団法人 九州観光推進機構	福岡地区、北九州地区、筑後地区、 唐津地区、嬉野・武雄地区、 佐世保・伊万里・有田地区、長崎地区、 島原半島地区、熊本地区、 阿蘇・黒川地区、別府地区、 湯布院地区、日田地区、宮崎地区、 高千穂地区、えびの・霧島地区、 鹿児島地区、指宿地区

※参考：観光庁発表資料

「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」形成計画概要

名称・コンセプト

- 温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート(Relax & Rejoice)
- Extensive sightseeing route of 'Onsen Island' Kyushu ~ Relax & Rejoice
- 全国一の温泉源泉数と湧出量を誇る温泉、その温泉を育むダイナミックな自然、古くから海外との窓口だった歴史が育んだ豊かな食文化、世界文化遺産をはじめとする歴史・文化資源など、九州7県の多様な魅力を楽しむ広域観光周遊ルート。
- 個人旅行者(FIT)を主なターゲットと位置づけ、韓国、台湾、中国等のアジアからの旅行者に加え、今後増加が見込まれる欧州を対象市場とする。

申請者(事業実施体制)

- 会長：一般社団法人九州観光推進機構 会長 石原 進
- 事務局：一般社団法人九州観光推進機構 海外誘致推進部
- 構成員：九州各县及び各政令市、交通事業者、九州経済連合会等

目標設定・成果把握

【目標①】九州7県の訪日外国人数(2018年：288.4万人)

※法務省「出入国管理統計」における九州空港の入出国人数の合計

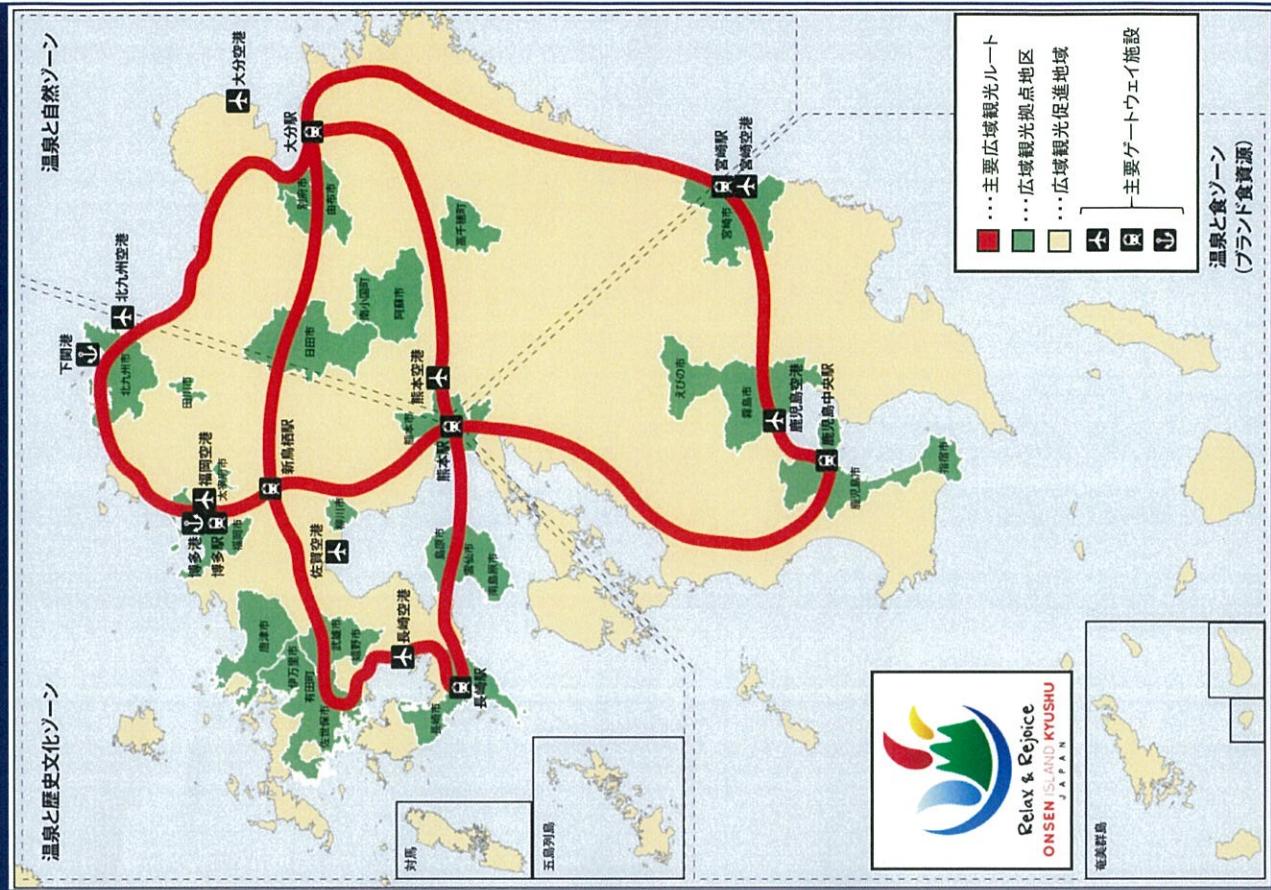
【目標②】九州の延べ宿泊者数に占める全国シェアの拡大(2018年：10%)

※観光庁「宿泊旅行統計」における外国人延べ宿泊者数を基に算出

主な事業の概要

- (1) 事業計画策定・マーケティング
 - 九州の多様性を活かし、「九州ブランド」とび「国別イメージ戦略」を策定し、各海外市場に対して九州一体で情報を発信
 - (2) 受入環境整備・交通アクセスの強化(公共交通機関、観光列車、レンタカー等)
 - (3) 滞在コンテンツの充実
 - 着地型商品の造成販売促進による新旅行マーケットの創出
 - (4) 対象市場に向けた情報発信・プロモーション
 - 上海のMOU締結旅行社との連携事業や、新規市場として東南アジアにおけるプロモーションの強化

対象地域の地図



広域観光周遊ルート形成促進事業 について



Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



広域観光周遊ルート形成促進事業について

1. 事業目的

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、訪日外国人旅行者の滞在日数にあわせた広域観光周遊ルートの形成により訪日外国人旅行者の周遊を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 事業手続

地方公共団体、観光関係団体、民間事業者等からなる協議会等が策定する「広域観光周遊ルート形成計画」に対して国土交通大臣が認定を行うとともに、認定を受けた計画に基づき協議会等の構成員が実施する事業について、国が費用の一部を負担する。

3. 予算

平成27年度予算額 304百万円
(平成26年度補正予算額 250百万円)

4. 今後のスケジュール(予定)

平成27年4月10日：広域観光周遊ルート形成計画の公募開始
平成27年5月21日：広域観光周遊ルート形成計画の公募締切り
平成27年6月頃：国土交通大臣認定
認定後速やかに事業実施

広域観光周遊ルート形成促進事業のスキーム

世界に誇れる
広域観光周遊ルート
検討委員会

広域観光周遊ルート形成計画の公募 (国)

広域観光周遊ルート形成計画の作成に当たり、対象地域や事業実施体制等の要件を提示

公募

(各地域に観光庁・地方運輸局等から説明)

事業実施体制の構築

都道府県

市町村

観光関係団体

経済団体

旅行会社

交通事業者

等

(地域)

広域観光周遊ルート形成計画の策定

地方運輸局・JNTO等
からの助言

申請

大臣認定

認定基準

- ・テーマ性・ストーリー性あるコンセプト
- ・効率的に周遊するためのルート
- ・関係者が連携した事業実施体制 等

事業の実施

観光庁によるパッケージ支援
国が事業費用の一部を負担

関係省庁・関係機関の支援

認定された広域観光周遊ルートを
関係省庁・機関が支援

訪日外国人旅行者の周遊の促進による地域の活性化

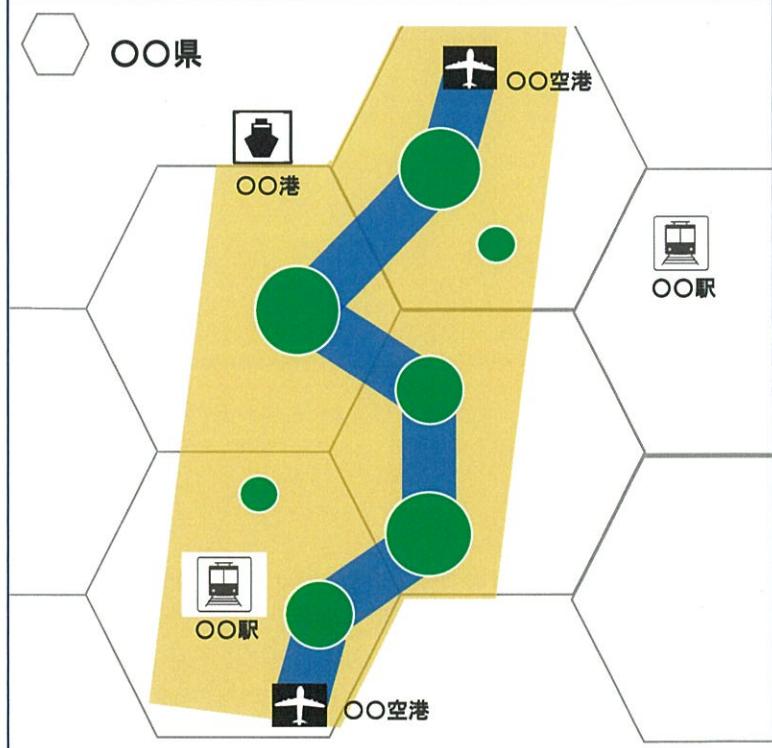
世界に誇れる
広域観光周遊ルート
検討委員会

広域観光周遊ルート形成計画の記載事項

名称・コンセプト

- ・ルートの名称 <主題(例:○○ルート)
副題(例:日本固有の○○文化と○○自然を巡る○○ルート)>
- ・コンセプト

対象地域



事業実施体制

- ・申請者(例:○○協議会)
- ・事務局(連絡先)
- ・構成員(地方公共団体、観光関係団体、民間事業者等)

目標設定・成果把握

- ・広域観光拠点地区における訪日外国人旅行者の来訪に関する現状及び課題
- ・目標の設定
- ・成果把握の方法

計画期間

○年(上限5年)

広域観光周遊ルート形成促進事業の概要

- ・広域で取り組む事業
- ・広域観光拠点地区等で取り組む事業

【参考】

- ・広域観光周遊ルート形成促進事業と連携して実施する事業
- ・広域観光促進地域における主なツアーや施設

広域観光拠点地区

主要広域観光ルート

広域観光促進地域



:主要ゲートウェイ施設